

◆甲賀市まちづくり基本条例について

前文
第1章 総則（第1条—第5条）
第2章 まちづくりの基本原則（第6条—第12条）
第3章 各主体の役割及び責務（第13条—第16条）
第4章 まちづくりを推進する仕組み（第17条—第21条）
第5章 行政運営（第22条—第30条）
第6章 条例の実効性の確保（第31条）

前文	1
第1章 総則	2
第2章 まちづくりの基本原則	5
第3章 各主体の役割及び責務	8
第4章 まちづくりを推進する仕組み	9
第5章 行政運営	12
第6章 条例の実効性の確保	15

## 前 文

私たちのまち甲賀市は、鈴鹿山脈などの山々や数々の清流等、緑と水が織りなす豊かな自然と美しい景観に恵まれています。太古、古琵琶湖であった肥沃な大地は、美味しい米や茶を育て、窯業や薬業などの地場産業を生み、発展させてきました。

歴史をひもとくと、古代には紫香樂宮に遷都され、短期間とはいえ日本の中心となりました。中世には「甲賀衆」と呼ばれた武士が広く結集し、「郡中惣ぐんちゅうそう」という強い結びつきが生まれ、この地に合議に基づく自治の伝統を築きました。世界に知られる「忍者」、「忍術」も、戦国の世を生き抜いてきた彼らの知恵がその源流となっています。

また、近世には、人・物・情報が行き交う宿場町や城下町が形成されて交通の要衝にもなり、豊かな地域文化が開花しました。東海道をはじめとして、過去から現在まで、この地域は常に「道」とともに発展し続けています。

私たちは、先人が長年にわたり培ってきたこうした歴史や文化に誇りを持ち、地域を愛する心を育み、自らとそして未来ある子どもたちのために、魅力あふれる本市のまちづくりに取り組まなければなりません。

そこで私たちは、自治の担い手として協働により豊かな地域社会の実現を目指すために、まちづくりの基本理念や基本原則を掲げ、ここに崇高なまちづくりの規範となるこの条例を制定します。

### 【解説】

前文では「私たちのまち甲賀市は」という始まりで、本市が豊かな自然と美しい景観に恵まれていることや、地域の地場産業について述べています。また、歴史的にも由緒ある甲賀市であることと、郡中惣ぐんちゅうそう※という特徴的な自治組織の風土についてふれています。そして、先人たちが長年にわたり培ってきた歴史・文化に誇りを持ち、また、子どもたちや次の世代に対して魅力あふれるまちづくりを進めていくことの決意を表しています。市民一人ひとりが自治の担い手として、「みんなで甲賀市をつくっていく」という意識のもと、豊かな地域社会の実現を目指すことを述べています。

この条例は、策定段階から市民の声や思いを十分に汲み入れることに主眼を置き、市民による市民のための条例を目指したものであり、皆で力を合わせて魅力ある甲賀市をつくっていくための自治のルールを制定することを宣言しています。

※郡中惣ぐんちゅうそう・・・戦国時代の自治連合組織。地域が結束して事にあたり村の意思決定は合議制で定める民主的な体制。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、まちづくりの基本原則並びに市民、議会及び市長等のそれぞれの役割及び責務、その他本市のまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自治の進展を図り、もって安心して暮らせる住みよいまちを実現することを目的とします。

### 【解説】

条例を制定する目的を定めています。まちづくりの基本原則を明らかにすること、自治の主体である市民、議会及び市長等がそれぞれの役割を担うこと、また、まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自治の進展を図り、安心して暮らせる住みよいまちの実現を目指そうとするものです。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に居住する人、市内に通勤若しくは通学する人又は市内で事業若しくは活動を行う個人、企業、事業所若しくはその他の団体をいいます。
- (2) 市長等 市長、法律の定めるところにより設けている委員会又は委員及び職員等の補助機関をいいます。
- (3) まちづくり 第4条に掲げるまちの姿を実現するために行われる全ての活動をいいます。
- (4) 協働 各主体が、それぞれ対等な関係のもと、互いを尊重し合いながら役割及び責任を持って、連携・協力することをいいます。

### 【解説】

条例で使用している用語のうち、その意味を明確に定めておく必要があるものについて、「定義」という形で決めました。

第1号は、「市民」を定義しています。本市におけるまちづくりに関する取組みは、市内に住所を有している人だけで行われているのではなく、市内にある事業所に通勤している人や学校に通学している生徒、市内で事業を営む事業者、地域で活動している個人、NPO※等、様々な団体によって行われています。

ここでいう「市民」は、全て同じ権利を有することを意味するのではなく、外国人や企業、団体等法律上の権利に違いがありますが、それを前提として、それぞれの立場でまちづくりに関わることが必要であることから、広い範囲で「市民」を定義しました。

第2号、「市長等」は、市長や教育委員会、農業委員会といった行政委員会と委員、副市長や会計管理者、職員等の補助機関を含めた定義にしています。

第3号、「まちづくり」は、建物や道路等の施設整備を行うことだけでなく、市民が心豊かで活力あるまちにするための地域社会における公共的な活動等も意味しています。また、これらの活動は、市長等だけではなく、区、自治会及び自治振興会等により行われる地域活動や、ボランティア活動等を広く含みます。

第4号、「協働」は、市民及び市長等又は市民同士がそれぞれの知恵や経験、専門性等の資源を生かし、尊重し合いながら、果たすべき役割と責任を自覚し、共に考え、共に力をあわせることをいいます。住みよいまちづくりの実現に向けて、互いに協力し、それぞれが役割と責任を持って主体的に行動していくことが「協働」のあるべき姿として定義しました。

※NPO・・・非営利組織。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

### （まちづくりの基本理念）

第3条 本市のまちづくりは、甲賀市市民憲章の理念に基づき推進します。
------------------------------------

#### 【解説】

市民憲章の前文には「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」を目指し、まちづくりを推進することを述べています。

「あふれる愛に あなたも仲間」は、

国籍や年齢等を超え、基本的人権が尊重される愛に満ちあふれたまち。

「いろどる山河と 生きいき文化」は、

自然、文化遺産を守り生かしつつ新しい文化を生み育てていくまち。

「こぼれる笑顔に 応える安心」は、

安全安心で幸せを実感でき、みんなが笑顔で暮らせるまち。

「うみだす活力 受けつぐ伝統」は、

受けつがれてきた伝統や技術等を後世に伝え発展させていくまち。

「かがやく未来に 鹿深の夢を」は、

営々として、培われてきた逞しい営みの数々を後世に伝え、将来を託す子どもたちの輝く未来を実現していくまち。

として、それぞれ目指すまちづくりの方向性を表しており、第3条では、これら市民憲章の趣旨を基本理念とすることを述べています。

## （目指すまちの姿）

第4条 市民、議会及び市長等は、まちづくりの担い手として、自ら輝く未来のために次に掲げる本市のあるべき姿を考え、その実現に向けて行動します。

- （1） 誰もが等しく個人として尊厳及び権利が守られるまち
- （2） それぞれの地域の特性を生かしながら、時代の変化に対応できる活力のあるまち
- （3） 誰もが地域で社会生活を営み、互いに支え合って安心して暮らすことができる福祉のいきとどいた住みよいまち

### 【解説】

第3条の基本理念を具体化したものです。

本市のまちづくりは、市民が主役です。全ての人の人権が尊重され、相互の理解を深め互いに配慮しながら支え合うことができるまちづくりを目指します。

また、豊かな自然や文化、伝統産業等の地域の特性を生かしながら、時代の変化やニーズに対応し、安心して暮らすことができる福祉のいきとどいたまちを目指します。

条文にある「誰もが地域で社会生活を営み」には、障がいのある人もない人も安心して暮らせるまちづくりのためのユニバーサルデザイン※やバリアフリー※等の考え方も盛り込まれています。

※ユニバーサルデザイン・・・年齢や障がいの有無等に関わらず、最初からできるだけ多くの人々が利用しやすいように配慮して、施設、製品、環境、行事等をデザイン（計画・実施）していこうとする考え方。

※バリアフリー・・・障がいのある人のための物理的障壁を取り除くことを指しているだけでなく、制度的なバリアフリー、心理的なバリアフリー等障がいのある人の生活全般における障壁の除去をいう。

## （条例の位置づけ）

第5条 この条例は、本市のまちづくりにおける仕組み及び活動の基本となるものです。

### 【解説】

この条例も形式的には、ほかの条例と並列の関係にあるものですが、本市のまちづくりの基本となるものであることから、市民、議会、市長等は、この条例の趣旨、精神を最大限尊重し、まちづくりを進めます。

## 第2章 まちづくりの基本原則

### (市民の権利)

第6条 市民は、市政に関する情報を知る権利を有するとともに、協働してまちづくりに関わる権利を有します。

2 市民は、性、年齢、障がいの有無等に関わらず、誰もが等しく個人として尊重される権利を有します。

#### 【解説】

市民は、まちづくりの主役であり、市政に関する情報を知る権利や自らまちづくりに関わる権利を持っています。また、共通した課題意識を持ち、その解決に協働で当たることが求められます。ただし、まちづくりに関わることは、市民の自発的で自由な意思に基づく権利であり、強制させるものではなく、関わらないからといって不当な扱いを受けるものではありません。

第2項では、日本国憲法で示されている個人の尊厳を重視し、心身の状態等に関わらず、誰もが等しく個人として尊重される権利を有していることを明らかにしています。

### (市民参加)

第7条 市民は、それぞれの立場を尊重し合いながら、まちづくりに関心を持って積極的に参加するよう努めます。

2 市長等は、市民の参加及び協働を推進するため、政策等の立案、実施、評価及び改善過程において、市民が主体的に関われるよう、多様な参加の機会を設けるよう努めます。

3 市長等は、市民より得られた提案又は意見を市政及びまちづくりに反映させるよう努めます。

#### 【解説】

市民は、まちづくりに参加するときには、互いの立場を尊重し合いながら関心を持って積極的に行動することが述べられています。

幅広い世代、男女を問わず、市民が持つ多くの知識や経験がまちづくりに生かされるよう、市長等は市民参加の機会を確保する必要があります。まちづくりは、市民が様々な形で参加することによって進められるものです。

少子高齢化が進む中、将来のまちづくりの担い手となる若年世代を育む視点からも参加制度を整えることが大切です。

また、市長等は、市民の提案や意見を市政及びまちづくりに反映させるよう努めます。

## (子どもの権利)

第8条 子どもは、生きる、守られる及び育つ権利を有するとともに、まちづくりに参加することができます。

### 【解説】

子どもにやさしいまちが、全ての人にやさしいまちにつながっていくという考え方から、子どもの権利について規定しています。

子どもも本市のまちづくりにそれぞれの年齢に応じて参加することで市政を身近に感じられ、将来の甲賀市のまちづくりの担い手として大きく成長することが期待できます。

なお、この条例における子どもは、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた「児童の権利に関する条約」に準じて、18歳未満の市民を想定しています。

## (学び及び教育)

第9条 市民は、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたり積極的に学ぶことに努めます。

2 市民及び市長等は、誰もが生涯にわたり積極的に学べる環境づくりに努めます。

3 市民及び市長等は、互いに連携・協力しながら地域全体で子どもを育ていけるよう、地域の教育環境を整えることに努めます。

### 【解説】

生涯にわたって学ぶことのできる環境づくりが必要です。

市民が、豊かな生活を送るためには、生涯にわたり学ぶ姿勢が大切であり、また、市民同士も自由に学べる環境を整えることで、生涯学習を生かしたまちづくりが実現できるものと考えます。

さらに、市民及び市長等は、互いに連携・協力しながら子どもたちの育ちや学びを地域ぐるみで見守り、支援するための環境を整えることを述べています。

## (多文化共生)

第10条 市民及び市長等は、国籍等の異なる人々が互いの文化を認め合い、共存できるまちづくりを推進します。

2 市長等は、市民が多様な文化とふれあい、交流できる環境を整えます。

### 【解説】

本市には多くの企業が立地し、外国人労働者も多いことから、お互いの国や地域の文化、慣習等の違いを認め合い、理解を深めることが今後の

まちづくりに向けて重要です。

将来の市民福祉の向上と地域社会の発展のために、多文化が共存できるまちづくりを推進し、多様な文化とふれあい、交流できる環境を整えることを述べています。

### （安全安心なまちづくり）

第11条 市民及び市長等は、関係機関等と連携・協力し、身体や生命を脅かす事故等を予防するための仕組みを構築し、全ての市民が積極的に参加するよう啓発に努め、安全安心なまちづくりを推進します。

2 市民は、個人として、また、地域ぐるみで自然災害等に備えた取り組みを行い、災害時には、互いに協力しながら対処するよう努めます。

3 市長等は、市民及び関係機関等と連携・協力し、防災、減災につながる取り組みを進めるとともに、緊急時には緊密な連携のもと、危機管理に努めます。

#### 【解説】

安全安心なまちづくりは、事故や怪我を予防することや、災害等への備え、災害時の迅速な対応が重要であることを述べています。

事故や怪我を予防するため、市民、市長等をはじめ関係機関（社会福祉協議会、警察、消防、病院、電気・ガス・通信事業者等）や団体が連携・協力し合う仕組みを整え、全ての市民が積極的に参加するよう啓発に努め、取り組むことが重要です。市民は、自然災害等に備え、日常から個人として、また地域ぐるみで取り組み、災害が発生した際には、互いに協力して対処することを述べています。

地震や台風等の自然災害のほか、伝染病の蔓延等も災害に含まれ、こうしたことに備えることは市長等の重大な責務であり、防災、減災につながる取り組みを進めるために、市民や関係機関、団体等と連携・協力して対応することを述べています。

### （情報の提供及び共有）

第12条 市民、議会及び市長等は、市民参加によるまちづくりを推進するため、まちづくりに関する情報を互いに提供し、共有します。

2 議会及び市長等は、前項に規定する情報が、市民共有の財産であることを認識し、適正に管理します。

#### 【解説】

安心して生活ができるためには、市民、議会及び市長等がそれぞれを互いに理解し、認め合い、まちづくりに関する情報を共有し、共通認識を持ってまちづくりを推進することが重要です。また、協働してまちづくりを推進するためには、市民が持っているまちづくりに必要な情報の提供も求



められます。

議会及び市長等は、その保有する情報を必要に応じて提供、共有できるよう適正に管理することも必要です。

### **第3章 各主体の役割及び責務**

#### **(市民の役割及び責務)**

第13条 市民は、まちづくりのために、できることを自ら考え、積極的に行動するとともに、互いに支え合います。

2 市民は、地域社会の一員として社会的規範を守り、互いを尊重し、自らの言動に責任を持ちます。

#### **【解説】**

まちづくりにおいては、ハード整備だけでなく、高齢者の見守りや子育て支援等ソフト事業も含まれており、みんなが暮らしてよかったと言えるまちづくりを進めるために、市民同士の支え合いや協働が必要なことはいうまでもなく、できることは自ら考え、積極的に動く役割を担います。

市民は法律、条例等はもちろんのこと、生活していくうえで必要なルールを守る責務があり、その言動には責任を持たなければならないことを述べています。

#### **(企業及び事業所の役割及び責務)**

第14条 企業及び事業所は、地域社会の一員として、市民及び市長等と連携・協力し、まちづくりに貢献します。

#### **【解説】**

企業及び事業所は、第13条の「市民の役割及び責務」のほか、法令の遵守や環境への配慮、また、社会貢献の活動を行うなど、地域社会の一員としてのまちづくりへの関わりが必要であることを述べています。

#### **(議会及び議員の役割及び責務)**

第15条 議会は、市民の声が公正に市政に反映されるよう努めるとともに、その過程を市民に明らかにします。

2 議員は、市民全体の代表者として、広く市民の利益を重んじながら職務を遂行し、市民の負託に応えます。

3 議会及び議員の責務、活動等に関しては、別に定める条例によるものとします。

#### **【解説】**

議会は、本市のまちづくりのための重要な事項を決定する、市民に選ば

れ負託※された大切な機関であり、議会活動の原則は議会基本条例第3条で述べられています。また、議員は市民全体の代表者として議会の運営を行うとともに市民の意思を市政に反映させ、広く市民の利益を考えながら職務を遂行することが述べられています。

※負託・・・責任を持たせて任せること。

### （市長等の役割及び責務）

- 第16条 市長は、市政の基本方針を明らかにするとともに、広く市民の意見を聴き適切に反映させます。
- 2 市長等は、市民全体の奉仕者として、公平、誠実、迅速かつ効率的にその所管する職務を遂行します。
  - 3 市長等は、本市の魅力や情報を積極的に発信します。
  - 4 市長等は、職務の遂行に必要な知識の習得及びまちづくりを推進するために必要な能力の向上に取り組みます。

#### 【解説】

市長は、市政の現状や課題を認識し、長期的な将来像を持って市政運営の基本方針を明らかにするとともに、広く市民の意見を聴いて行政運営に反映させることを述べています。

市長等は、市民全体の奉仕者として法令を遵守し、市民の思いや地域の声を正面から受け止め、市民全体の立場に立って公平、誠実、迅速かつ効率的に職務に取り組まなければなりません。

また、市長等はまちの活性化や、郷土に誇りを抱かせるために、市の魅力や情報を広く発信します。さらに、職務に求められる知識等を自ら進んで情報収集するとともに、必要な知識や技術等を身につけ、地域活動に参加するなど、まちづくりを推進するために必要な能力の向上に取り組むことを述べています。

## 第4章 まちづくりを推進する仕組み

### （区及び自治会）

- 第17条 区及び自治会は、地域に住む人のつながりを基にした基礎的な自治組織で、地域の様々な課題解決を図り、人と人との交流並びに地域における伝統文化の継承及び発展等に取り組みます。
- 2 当該地域に居住する市民は、積極的に区及び自治会の諸活動に参加することにより、身近な暮らしの中で互いに協力し、助け合い、住みよい地域をつくるよう努めます。
  - 3 市長等は、区及び自治会と互いに協力し合える関係をつくります。

### 【解説】

区及び自治会は近隣、集落程度の範囲で、相互扶助や暮らしやすい地域をつくっていくため、人のつながりを基にした自主的な組織です。

例えば、地域の交流活動や清掃活動、あるいは伝統行事等日常生活に関わる身近な地域の共同管理等に取り組みます。

高齢社会における見守りや大規模災害への備えなど、社会情勢の変化とともに個人では対応できない課題解決に向けた隣近所の相互扶助が求められています。このことから、一人ひとりがまずできることを考え、ともに行動することが必要です。

市長等は、区及び自治会の主体性を損なわないように、互いに協力し合える関係をつくります。

### （自治振興会）

第18条 自治振興会は、区及び自治会をはじめ、地域の関係団体等が連携・協力し、広域的な地域課題の解決や魅力の向上に向けて、自主的かつ主体的にまちづくりを推進する組織です。

2 自治振興会は、その地域に住む又はその地域で活動する全ての市民を対象とし、広域的な視点を持って、将来を見据えた地域づくり計画を策定し、より多くの人の参加及び自由な発想により特色ある地域をつくります。

3 市長等は、自治振興会の地域づくり計画に基づく取組みに対して必要な支援を行います。

### 【解説】

自治振興会は、当該地域の区及び自治会をはじめ、各種団体、NPO、企業等の参加により組織化され、地域の関係団体等が連携・協力し、区及び自治会だけでは解決できない広域的課題の対応や、地域の特性を生かしたまちづくりを進めるための組織です。

自治振興会は、自らが取り組む活動方針や内容等を定めた地域づくり計画を策定し、地域が目指す将来像を描き、多くの人に関心と愛着を持って特色ある地域をつくっていくことを目指します。

市長等は、市民と行政が協働でまちづくりを進めることを基本にそれぞれの地域性や実情に合わせた柔軟な取組みや、地域の活性化につながる活動を支援します。

### （協働によるまちづくり）

第19条 市民、議会及び市長等は、相互に信頼関係を築き、協働によるまちづくりを推進します。

### 【解説】

今後のまちづくりを進めていくためには、市民、議会及び市長等がそれぞれ互いに理解し、違いを認め合い、その役割に基づいて協力し行動することが必要であることを述べています。

なお、ここでいう「まちづくり」とは、第2条第3号で定義しており、第4条に掲げる目指すまちの姿を実現するために行われる全ての活動をいいます。

### （市民活動）

第20条 市民は、よりよいまちづくりのための役割を意識し、自主的かつ自立的な活動に努めます。

2 市長等は、市民自らが行う公益活動の積極的な支援に努めます。

3 市民及び市長等は、地域の将来を担う人材の発掘、育成及びその組織づくりを推進します。

### 【解説】

各地域にお住まいの方やNPO、社会福祉協議会等の各種団体が地域における様々な課題を解決するには、公益の増進に取り組む市民の活動が活発に行われることが重要です。

ここでは、公益の増進に取り組む市民の活動に対する行政の支援や、行政に委ねるだけでなく市民同士も支え合いながら、関心のない方への働きかけ、人材の発掘や育成、組織づくりについて述べています。

### （住民投票）

第21条 市長は、市政に係る重要事項について、必要があると認める場合には、広く住民（市内に住所を有する人をいいます。以下「住民」といいます。）の意思を確認するため、その都度、議会の議決を経て制定される条例（以下「住民投票条例」といいます。）の定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 市長及び市議会議員の選挙権を有する住民は、住民投票条例の制定を法令の定めるところにより、市長に請求することができます。

3 住民投票の実施に関し必要な事項は、住民投票条例で定めます。

### 【解説】

住民投票は、本市のまちづくりに関して大きな影響を及ぼすと考えられる事項について、住民の意思を直接問うことができるものです。

ともに住民を代表する議会と市長が、それぞれの役割を果たす二元代表制のもと、重要な案件が発生した場合に、その案件に限定した住民投票条

例を制定する「個別設置型」の考え方で規定しています。

なお、地方自治法において、条例の制定に関する直接請求が規定されていますが、この条文では地方自治法と同様の内容を述べています。

住民投票の実施に必要な要件や投票権については、議会において、住民投票を実施するかどうかという観点も含め、慎重に審議を行っていただき、議決により個別の条例が制定されたうえで、住民投票が実施されるということの基本としています。

## 第5章 行政運営

### （国及び他の地方公共団体との関係）

第22条 市長等は、まちづくりを推進するに当たっては、国及び他の地方公共団体と積極的に連携・協力を図るとともに、地方分権の考え方に基づいた適正な関係を築きます。

#### 【解説】

国と地方公共団体とは、地方分権一括法により対等、協力の関係となり、これまで国の通達等に従っていた業務が、地方公共団体の自らの判断と責任において行うこととなりました。こうしたことから、自治体単独では解決することが困難な課題や、広域的な課題の解決のために、他の自治体と連携・協力を図りながらまちづくりを推進していく必要があります。

市長等は、国や近隣自治体をはじめ、場合によっては遠方の自治体とも積極的に連携・協力し、共同しながら行政運営を推進していきます。

### （情報の公開）

第23条 議会及び市長等は、別に条例で定めるところにより、その保有する情報を市民に公正かつ適正に公開します。

#### 【解説】

情報の公開は、市民の知る権利を具体化するため、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、市民への情報公開について決めました。

本市では、情報公開の推進に関し、必要な事項を定めた甲賀市情報公開条例を制定し運用しています。

市民と協働のまちづくりを進めていくうえで、市民が市の保有する情報を知ることができることが重要ですが、甲賀市情報公開条例により対応することとなりますので、請求により公開することとなります。

## （個人情報保護）

第24条 議会及び市長等は、別に条例で定めるところにより、保有する個人情報を適正に管理するとともに、その取扱いに関しても個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、適切な措置を講じます。

2 市民は、個人情報の取扱いに関し、個人の権利及び利益を侵害しないよう努めます。

### 【解説】

本市には、すでに甲賀市個人情報保護条例が制定されていますが、この条例において、改めて議会及び市長等は、外部からの不正アクセスや漏洩等により個人の人権が侵害されるようなことがないよう保存する個人情報を最も適切でふさわしい方法で管理し、市民の権利及び利益を保護することの重要性を再確認するために規定するものです。

市民は、自らが保有する個人情報についても、個人の権利や利益が侵害されることのないように、適切に取り扱わなければならないことを述べています。

## （行政運営の基本原則）

第25条 市長等は、総合的かつ計画的な視点に立ち、公正かつ透明性の高い行政運営を行うとともに、その職務を遂行するに当たっては、最少の経費で最大の効果を上げるように取り組みます。

### 【解説】

「行政運営」とは、組織運営や職務執行、人事体制等執行機関によるすべての行政活動を指しています。市長等は、公正で透明性の高い行政運営を行い、また、「自治体経営」の考え方のもと、自主自立の精神及び総合的かつ長期的な視点に立ち、予算の執行に当たっては、最少の経費で最大の効果を上げる必要があります。

## （総合計画）

第26条 市長等は、議会の議決を経て定められた基本構想及び基本計画に基づき、総合的かつ計画的な行政運営を行い、その策定に当たっては、市民の意見を適切に反映させます。

### 【解説】

本市における総合的、長期的かつ計画的な行政運営を行うために定める総合計画の策定について述べています。

この計画は本市の将来像を示すものであり、まちづくりを推進するうえで非常に重要なものです。継続的に計画的な行政を遂行していくために必要であることから、今後も策定すべきであることを述べています。また、

市長等は、基本構想及び基本計画を定めるに当たっては、今後も市民との協働により計画づくりを進め、議会の議決を経て策定します。

### （財政運営）

第27条 市長等は、予算の編成及び執行に当たっては、中長期的な視点に立ち、健全な財政運営を図ります。

#### 【解説】

市長等は、健全な財政運営を行うため、総合計画を踏まえ中長期的な視点に立って、収入の確かな予測に基づいた予算編成及び予算執行を図ります。

### （財産管理）

第28条 市長等は、保有する公有財産を適正に管理し、市民の提案等を適切に反映させながら効果的に活用します。

#### 【解説】

市の保有する財産（土地、建物、基金等）は、常に良好な状態で管理し、廃止や処分も含め、市民の提案等を適切に反映させながら、その所有の目的に応じて効果的に活用することを述べています。

### （行政評価）

第29条 市長等は、市民の意見を取り入れた行政評価を行うとともに、その結果を行政運営に反映させるよう努めます。

#### 【解説】

行政評価の趣旨は、分析や評価を通じて常に職務の改善に結びつけていくこととするものです。行政が行う様々な施策等の成果や達成度を明らかにし、その内容を公表し、行政運営に反映させることについて述べています。

### （説明責任）

第30条 市長等は、行政運営の情報を計画段階から実施及び評価に至るまで、市民に適時かつ適切に公表して透明性を高め、説明責任を果たすよう努めます。

#### 【解説】

市長等が実施する事業の内容を計画段階から実施及び評価に至るまで市民の理解が深まるよう、市長等がわかりやすく説明することが求められます。

市長等が行う事業は多種多様であるため、市民への影響が大きいと考え

られる事業を中心に、公表していくよう努めることを述べています。

## 第6章 条例の実効性の確保

### (条例の見直し)

第31条 市長等は、この条例の内容が本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかを適切な時期に検証します。

2 市長等は、前項に規定する検証に当たっては、市民が関われるよう努めます。

3 市長等は、前2項に規定する検証の結果を踏まえ、この条例の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じます。

#### 【解説】

この条例は、まちづくりの基本を示すものであり、一定の永続性を持つものですが、各条文が社会情勢に適合しているか、市民の意向を反映しているか等を適切な時期に検証することを述べています。

また、前項に規定する検証や見直しを行うに当たっては、市民の意見を反映するために、市民参加の委員会を設置するなど必要な措置を講じます。